

令和3年第2回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和3年2月22日（月） 午後2時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	綾 康典
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	篠原 玲子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	三上 俊昭	次長	沢田 美亮
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 ますみ
教育総務課長	中西 美智代	教育施設課長	西堀 泰司
生涯学習課長	小杉 一子	教育研究所長	國領 順子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
幼児課長	河村 治俊	学校教育課参事	谷村 昌則
学校教育課校務支援係長	横川 豊彦	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
ただ今から、令和3年第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。  
最初に、「会議録」の承認について、委員の皆様には、「第1回定例会」の議事録を、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「第1回定例会」の議事録は承認いただきましたので、後ほど、「綾委員」と「青地委員」に署名をお願いいたします。  
なお、今回の第2回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。  
それでは、次第に従いまして、「1 報告」に移ります。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。

教育長

このひと月ほどの間にありました事業について、お話をさせていただきます。  
一つ目は、1月30日に開催しました生徒会交流会についてです。例年、年2回程度開催しておりますが、今年度の第1回は臨時休校明けの6月の予定だったため、第1回目は感染拡大に配慮し中止といたしました。しかしながら、例年通りといかないコロナ禍だからこそ、他校との交流から新しい取組やアイデアを学び合うといった機会が必要だと考え

1月30日に各校をリモートで繋ぎ、オンライン会議という形での開催といたしました。

今回の内容は、①自校紹介、②生徒会活動の報告、③教育長と語ろうの3部構成とし、意見交換をしました。

交流会は、滋賀学園を含む市内10中学校に参加いただいています。例年であれば、各校1～2名の生徒会代表の参加となるのですが、今回は多い学校では7名の生徒会役員が参加することができました。画面には、自分たち学校以外の9校の画面が見えるようになっています。

画面越しではありますが、発言者の言葉をメモを取りながら真剣に聞いてくれました。各校からは、今年度の生徒会の取組についての発表をしてもらいました。カメラに向かい、手作りのフリップや、パワーポイント等で作成した資料を使いながら、わかりやすく説明をしてくれました。

どこの学校で行われている「あいさつ運動」について、他校での取組を参考にしようとする積極的な意見交換がなされていました。また、コロナ禍で縮小を余儀なくされた体育大会や文化祭で何とか楽しく思い出に残る行事にしたいと、各校工夫された取組が紹介され、活発な意見のやりとりが行われました。

私はリモートでの会議は、意見交換には適していないという印象を持っておりましたが子どもたちはリモートという環境にもすぐ順応し、画面を通してのやりとりを大変楽しんでいる様子でした。

「教育長と語ろう」の時間も、たくさんの質問が出ていました。「教育長の中学時代は、どんな中学生でしたか」という質問には少し戸惑いましたが、「どのような状況になったら、再度休校になるのですか」などコロナ禍での今後学校運営を心配している様子も伺えました。

私からは、「一人一台のタブレット配置に、何を期待しますか」と問いかけました。滋賀学園は既に使用されていますので、学習での活用についての紹介をしていただきましたが、公立中学校からは、この日のような他校との情報交流ができることや教科書が重いので軽くなるとか、調べ学習に使いたいといった意見が出していただいたところです。今後もこのような形で各校生徒会の交流、特に、いじめの防止やネット上の被害をなくするような取組に繋げていければと思っています。

二つ目は、2月13日に開催しましたぬくもりメッセージ表彰式を行っています。これは人権の大切さについて考える機会にさせていただきたいと実施しているもので、例年の標語部門、メッセージ部門、ポスター部門とともに、今年度は子どもの虐待防止運動に取り組むオレンジリボン賞とも共催し、合計で10,269点もの応募をいただきました。御手元に作品集をお配りさせていただいておりますので御覧いただきたいと思っています。

この一年は新型コロナウイルス感染症との戦いで、人権にも大変配慮をする必要があったのではないかと考えています。教育委員会でも、人権のまちづくり協議会と連携する中で啓発チラシを作成するなど、人権感覚の醸成に努めてきたところです。

この2月27日には、てんびんの里文化学習センターで人権のまちづくり講座を開催しコロナに関連する人権啓発講演会を開催しますので、時間が許しましたら、ぜひ御参加いただきたいと思っています。

今回、標語の部門では、小学一年生の合原ごうはらさんが「マスクでも、明るい笑顔、忘れな

## 教育長

い」といった標語を寄せてくれました。小学校1年生では入学式の後も授業がなく、学校が再開されても、みんなマスクをしていて、友達や先生の顔が覚えられなかったり、表情が分かりにくい中で不安を感じながらの小学校生活のスタートだったと思います。そんな中にあっても、こんな素敵な標語を届けてくれて本当に嬉しく思いましたし、大切にしたいと思います。

ポスターの部門では、今年度初めてラチーノ学院の児童生徒のみなさんからの応募があり、作品集を見ていただいてもわかるように、文字どおり国際色豊かな作品の応募が多数ありました。

いずれの作品も、それぞれの個性を認め合う形でそういう想いが真っすぐ伝わる作品ばかりでございました。

三つ目は、2月18日に開催しました社会教育委員会議についてです。社会教育委員会議では、コミュニティスクールの推進について、多くの御意見や質問をいただきました。コミュニティスクールについては前回の定例会にて御説明をいたしました。令和3年度から五個荘小学校と蒲生北小学校をモデル校として導入を計画しているものですがモデル校は今後も増やしていくのか、何年までに全ての学校に導入するのかなど、良い取組と考えるが推進について、少し不安をお持ちの意見も多かったように感じました。

私としては、導入は慎重に進めたいということをお知らせしました。コミュニティスクールについては地域の方に過度の負担が掛かたりするの、学校側の負担が増えたりすることも問題であると捉えておりますので、そのような調整がどれくらいうまくいくのかということモデル校でしっかり検証していきながら進めたいと思っています。

また、中学校区単位でこのような組織が形成されるのが良いと感じている旨をお話しました。今のところ国の制度ではそのような形にはなっていないということです。

私から以上です。

次に教育部長から報告をお願いします。

## 教育部長

皆さん、こんにちは。今年に入りまして、市内学校関係におきましても新型コロナウイルスの感染事例が発生し、感染拡大の心配をしておりましたが、今月に入ってから、全国的に感染者も減少傾向となりまして、本市の教員、保護者を含む学校関係での感染や濃厚接触の報告もほとんどなくなりました。引き続き緊張感をもって感染対策に努めてまいりたいと考えております。

先日9日には、議会の常任委員会協議会が開催されまして、教育部からは先月の定例会で御協議いただいた八日市文化芸術会館の事務委任の件や布引小学校の校区について、学校施設の長寿命化個別計画について報告いたしました。

その中で、八日市文化芸術会館の市長部局への事務委任については、議員からは、「なぜ文芸会館だけで、その他の文化ホールは事務委任しないのか。」とか、「指定管理者の指定に影響はないのか。」といった質問がありましたが、今回の事務委任については、八日市文化芸術会館を本市の文化芸術の拠点として位置付け、より高度な芸術活動を通じて市民の移住定住や若者の定住化を促進するとともに、市が進めています中心市街地の活性化をさらに推進するため、市長部局に事務委任をしまして、観光やまちづくり部門との連携をしやすくするため行うものであるとお答えしています。

指定管理者の指定についても、これまでどおり教育委員会の業務も含まれますし、館運

## 教育部長

営もこれまでと同様に行われますので、今回の事務委任による影響はないとお答えしております。

学校施設の長寿命化個別計画については、市が平成29年に策定しました公共施設等総合管理計画に基づく個別計画でありまして、今回策定する者ですが同じ時期に文部科学省から示されたガイドラインに基づき策定しようとするものです。

学校施設を含む公共施設やインフラの建設は、昭和40年、50年代に集中しており、今後、集中的に更新時期を迎えることとなります。これまででも計画的に学校施設については大規模改修等を行いながら施設の適正管理を行ってきたところですが、今後は、これまで以上に予防保全的な視点で、計画的に維持管理、修繕を行うことにより、長寿命化を図り、財政負担の軽減、平準化を図ろうとするものです。この後、担当課から詳しく説明させていただきます。

生涯学習関係では、1月30日にあかね文化ホールにおきまして、人権尊重をめざす女性のつどいが開催され、大阪体育大学教育学部教授の藤井茂樹<sup>ふじいしげき</sup>さんを講師に招き「発達障害の理解と支援～特性の理解と支援～」と題して講演をいただきました。

また、来週から3月市議会が開会いたします。教育部からは令和2年度の補正予算案と令和3年度予算案を上程する予定です。

補正予算につきましては、国の3次補正により学校施設の改修や環境整備が事業採択されましたので、その予算を計上したものです。

また、新年度予算につきましては、コロナ感染症対策に加え、学力向上対策として個に応じた学習指導員の配置や本格的にスタートしますGIGAスクール構想への対応等を予算に盛り込んでおります。以上、教育部からの報告とさせていただきます。

## 教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

## こども未来部長

みなさん、こんにちは。こども未来部から報告をさせていただきます。

令和2年度におきまして、能登川あおぞら幼稚園とにじいろ幼稚園、永源寺もみじ幼稚園の園歌、園章を決めるために選定委員会において協議をいただき、御手元の資料のとおり、それぞれできあがりしました。御手元の福祉教育こども常任委員会協議会資料の9ページ以降を御覧いただけますでしょうか。それぞれのお披露目を各園で執り行わせていただきました。あおぞら幼稚園は2月5日、もみじ幼稚園は2月6日、にじいろ幼稚園は2月10日に行いました。

コロナ禍であることから、県外の作者の方には参加をいただくことができませんでした。市内の作者の方には来ていただくことができまして、園児が大きな声で歌う園歌を聴いていただきました。

にじいろ幼稚園の園歌の作詞をされた植田重隆<sup>うえだしげたか</sup>さん（湖東地区）は、「琵琶湖に虹が出て、それを背景に元気に遊ぶ園児を思い浮かべながらこの詩をつくりました。自分は今でも小学校で歌った校歌を覚えています。皆さんが小学校へ行っても、大人になっても、長く口ずさんでもらえたら嬉しいです。」と感想を述べられていました。

その歌声は、市のホームページで聞くことができますので、是非お聞きいただければと思います。こども未来部からの報告は以上です。

教育長	<p>ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御意見、御質問があればお出しください。</p>
各委員	<p>(意見等なし)</p>
教育長	<p>では、続きまして、「2 議案」に移ります。まず、説明について、「議案第1号東近江市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」と「議案第3号東近江市教育委員会職務の特殊性等による考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について」教育総務課から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(教育総務課から説明)</p> <p>それでは、教育総務課から議案の説明をいたします。議案第1号東近江市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定については、東近江市文書取扱規程が全部改正されることに伴い、東近江市教育委員会事務処理規程を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。御手元の議案第1号の中にあります新旧対照表を御覧ください。</p> <p>東近江市文書取扱規程が全部改正されることに伴い、改正が必要となりますのは新旧対照表の2枚目第5条の(準用)の部分でカッコ書きの平成17年東近江市訓令第9号を令和3年東近江市訓令第1号と改めるものです。</p> <p>それまでの部分につきましては、これまでに改正した規則改正等により改められていない部分について、この改正を機会に改めるものです。</p> <p>もう一度最初に戻っていただき、第2条第1項第1号の決済は、教育委員会という文字を除き、専決者の説明を追加しております。第2号は、専決の定義を改めています。第3号は、代決の定義を新設しています。第4号は、東近江市教育委員会職員職名規則の改正に伴い、これまで教育部長としていたものを部長と改めております。原行の第6号から第8号は、第4条の代決の事務代決者に該当しませんので削除をします。</p> <p>第3条第1項は、東近江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則等に伴い、教育長に委任しているため、この項は必要がありませんので削除をします。以下、第1項、第2項、第3項は、表現を改めています。</p> <p>第4条は、東近江市教育委員会職員職名規則改正に伴い、これまで教育部長としていたものを部長と改め、部長を代理決裁者としていたところを次長と改めています</p> <p>議案第1号東近江市事務処理規程の一部を改正する訓令の制定についての説明は以上です。</p> <p>次に、議案第3号東近江市教育委員会職務の特殊性等による考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定については、令和3年度からフルタイム会計年度任用職員として、教育研究所長及び児童生徒成長室長を任用する当たり、退職手当の支給に関し、特に定めるため、本議案を提出するものです。</p> <p>東近江市会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例第26条の規定に基づき、職務の特殊性、任用の事情等により東近江市教育委員会が特に必要と認める会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとしています。</p> <p>令和2年度から会計年度任用職員制度の導入をしておりますが、当初、教育研究所長及び児童生徒成長支援室長においては、パートタイム会計年度任用職員として運用をしております</p>

教育総務課長	<p>した。しかしながら、実質上管理職の立場であるにも関わらず、終了時間により勤務時間が短いことにより業務に支障が生じることから、令和3年度からフルタイム会計年度任用職員として任用することとしました</p> <p>フルタイム会計年度任用職員には、東近江市職員の退職手当に関する条例の定めるところにより退職手当を支給することとしておりますが、教育研究所長及び児童生徒成長支援室長においては、教員退職者を再雇用的な位置付けで任用していることから、退職手当の支給はしないとするものです</p> <p>議案第3号東近江市教育委員会職務の特殊性等により考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定についての説明は以上です。議案第1号及び第3号について、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	この件について御意見、御質問はございませんか。
綾教育長職務代理者	議案第3号で、さきほど教職員退職者が任用されるケースがあるという説明でしたが、教職員退職者でない方が任用される可能性はゼロに近いといえますか、ないということでしょうか。
教育総務課長	今のところ、この職については教員退職者を当てさせていただいておりますので、ないと思っております。
綾教育長職務代理者	仮にあった場合には、この規則を変える必要性が出てくるということですね。
教育総務課長	そうなります。
綾教育長職務代理者	わかりました。
教育長	それでは、議案第1号東近江市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定については、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、「議案第1号 東近江市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>次に、「議案第3号 東近江市教育委員会職務の特殊性等による考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について」につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、議案第3号につきましても原案のとおり承認といたします。

教育長

次に、「議案第2号東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」及び「議案第4号東近江市学校運営協議会規則の制定について」、担当課から説明をお願いします。

(学校教育課から説明)

学校教育課参事

議案第2号東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、説明をします。これについても2枚目の新旧対照表を御覧ください。

先ほどの議案第1号でもありましたが、東近江市文書管理規程が全部改正されたことに伴い、当該規定の一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものです。

第7条を御覧ください。現行では、学校に到着した文書は、直ちに文書管理システム(東近江市文書取扱規程(平成17年東近江市訓令第9号)第3条に規定するシステムをいう。以下同じ)に登録し、文書の余白欄に、受付印及び供覧印(様式第2号)を押し、受付番号を記入するとともに、これを校長、教頭等へ供覧しなければならない。ただし、軽易な内容の文書については、本手続の全部又は一部を省略することができるとありますが、改正後は(東近江市文書管理規程(令和3年東近江市訓令第1号)第2条第3項に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)と改正をするものであります。

その他、第1条、第2条、第19条に現行に訓令という言葉がありますが、これも規程という言葉に改めるといふものです。よろしくお願ひいたします。

引き続き、議案第4号東近江市学校運営協議会規則の制定について説明をします。東近江市学校運営協議会規則を次のとおり制定するというので、以下のように条文がございます。

その前に地方教育行政の組織を運営に関する法律の第4章教育機関第4節学校運営協議会第47条の5で、「教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」と地方教育行政の組織及び運営に関する法律で決められております。それに伴い、この東近江市学校運営協議会規則を定めたいと思っております。これは、先ほど教育長が冒頭にもおっしゃられたコミュニティスクールのことです。

前回の教育委員会でも、生涯学習課から説明をしていただいていると思います。それに関する規則になります。条文がたくさんございますので、いくつかかいつまんで説明をします。

第2条協議会の目的です。協議会は、東近江市立学校(以下「学校」という。)の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、東近江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校の校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び保護者等が相互に信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とすると示されております。

次に、第4条組織です。協議会は、委員10人(二以上の学校に一の協議会を置く場合にあっては、15人)以内をもって組織とします。次に、第5条委員の任期等ですが、議員の任期は1年とする。但し、議員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするとあります。続きまして、第9条1番下になりますが御覧ください。協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。2 会長は、会務を総理し、協議会を代

<p>学校教育課参事</p>	<p>表する。3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行うとあります。ここには明記はされていませんが、できるだけ校長以外が会長をしていただくように考えております。</p> <p>次のページ11条を御覧ください。法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項等とありますのは、冒頭に説明させていただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5のことです。第11条で、この法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。(1)教育課程の編成に関する事項、(2)学校経営計画に関する事項、(3)前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。</p> <p>次に、第12条を御覧ください。これもその教育委員会に定める事項と書かれていますものです。法第47条の5第7項に規定する教育委員会の規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定の個人に関するものを除く。)(1)対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項、(2)対象学校の教育上の課題を踏まえた事項、つまり、これは対象学校の職員の採用、その他の引用に関してということですが、特定の個人に関するものを除いて、こういう学校の経営方針のためにこういった人材、こういった先生が是非学校に来ていただきたいと意見を述べるができるということ。このようなことをこの学校運営協議会で考えていただいて、校長先生に意見をすることができるというものです。</p> <p>提案理由にもありますが、令和3年度から東近江市学校運営協議会を設置することに伴い、規則を制定するため本議案を提出するものです。</p> <p>なお、その次のページに、東近江市立学校管理規則に学校評議員がありますが、現行では第26条学校に学校評議員を置くものとしておりますが、その運営協議会を置くために、第26条学校に学校評議員を置く。ただし、学校運営協議会を置く学校については、この限りでないと改正をするものです。以上、議案第2号及び議案第4号につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は終わりました。議案第2号につきまして、御意見、御質問があればお出してください。</p>
<p>綾教育長職務代理者</p>	<p>第2号議案です。今回の改正部分とは関係のないところですが、第2条で、フロッピーディスク等をいうとありますが、東近江市文書取扱規程では変更はありませんが、フロッピーディスクって今、使っておられますか。平成17年度の頃には、まだ、あったかもしれないですけど、今は使っておられないと思いますので、外部記録装置とかそういう言葉に置き換えられたらいかがでしょうか。今の若い職員には知らない方もいると思います。そこは、変えていただいた方が良くかなと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他、よろしいでしょうか。議案第2号について、今、御指摘いただいたことについては、市長部局に準用する形を取りますので、確認をして、修正することもあるということのを承いただいた上で、議案第2号東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、承認していただくということによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、「議案第2号 東近江市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定につ</p>

教育長	<p>いて」は原案の一部確認を取ったうえで、承認いたします。</p> <p>引き続き、「議案第4号 東近江市学校運営協議会規則の制定について」、御意見、御質問ございましたらお願いします。</p>
綾教育長職務 代理者	<p>これも内容そのものには全く問題ないのですが、例えば、11条（法第47条5第4項教育委員会規則で定める事項等）、第12条でも（法第47条5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項等）と書かれています。そういったところを踏まえ、法第47条の云々というのを他のところでいう（ ）書きで指導及び助言とかサブタイトルが書かれていますので、法第47条5とかを記載するより、例えば、先ほど谷村先生が説明されたように、第12条の場合でしたら、人事等とかそういうふうにした方が分かりやすいじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。第何条というふうにするならその法律の資料を添付しないとけないと思います</p>
学校教育課参 事	<p>検討させていただきます。</p>
教育部長	<p>これは、例規の作り方の問題だと思いますが、綾委員がおっしゃるように元の法規を見に行かなくても、これを見るだけでわかるという、そういう意味だと思いますが、法規上の技術的なルールがありますので、その当たり、法規担当部門に確認させてもらって、改められるようでしたら改めますし、こうでないといけないようでしたらこのままの形で制定させていただくことになろうかと思えます。</p>
綾教育長職務 代理者	<p>だから、この条文を参考に後ろに付けておかないといけないかと思えます。御検討願います。</p>
教育部長	<p>そうですね。説明資料としては不足しておりました。申し訳ございませんでした。</p>
篠原委員	<p>第4条で協議会が委員10人以内をもって組織するとありますが、これは何人以上いなくてはいけないということは書かなくていいのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>この表記についても法規担当部署と調整した上で、何人以上という表記は特に求められておりませんでしたので、10人以内をもって組織するというのを条文には書かせていただいております。現状、学校評議員も確か人数決まっていたよね。</p>
学校教育課参 事	<p>学校評議員の条文も5人以内となっています。そうすると、1人でも良いのかという話になるかもしれませんが。</p>
篠原委員	<p>第9条には、会長と副会長1人を置くとなっているので、2人はいることになりますので、それ以外には1人でも良いとなりますよね。</p>
教育長	<p>このような委員の規定の条文の書き方について、一般的に何人以上という書き方をしま</p>

教育長	す。上限だけ決めているだけというのが一般的です。大体、この10人以内という、10人に近い数字で、定めるというのが一般的とっております。学校の大小の規模にもよりますが、これはこのような形で問題はないと思います。
青地委員	<p>学校運営協議会というのは基本的に教育委員会が協議会を置くということを、学校に伝えるということですね。先ほど、教育長報告の中では現在のところは、中学校単位で置くみたいなことをちょっと頭の中にはあるみたいなこともおっしゃったような気がするんですけど、基本は各学校ということですね。</p> <p>例えば、どこどこ小学校、あるいはどこどこ中学校区で設けなさいとか、そういうことは学校から言ってくるという形があると思うんですが、教育委員会からこの学区で作ってほしい、やってくださいという形になるのでしょうか。その辺の今後の動きといいますか、流れとか、方向性はどのようになりますでしょうか。</p>
教育長	<p>私が最初に申しましたことを補足させていただきますと、基本的には、1学校に1つの運営協議会の設置となっています。複数の2つの学校であれば15名以内という書き方をしていますので、2つの学校で1つの協議会を設けることができます。小学校1つ、中学校1つという場合ですが、小・中学校が同じ場所にないと確かいけなかったでしたか。</p>
生涯学習課長	<p>はい、そうです。今の制度上ですと小中一貫校型の場合であれば、1つの運営協議会を設けることが可能となります。</p>
青地委員	<p>中学校区単位という考え方でというわけではないということですね。</p>
生涯学習課長	<p>はい。今のところはそうです。国に聞く内容によって、また、今後変化してくる可能性もあるかもしれませんが、今のところは1つの学校にということです。</p>
青地委員	<p>以前、先行的にやっておられた京都の学校でしたら中学校単位でやっておられました。そうすると、委員さんは小学校の方もいれば、中学校の方もいて、地域の方もいて、非常に多様なメンバーでやっておられた記憶がありました。本市の立上げしようとする今の段階ではどのような形なのかと思いましたので、質問させていただきました。</p>
教育長	<p>思いとしては中学校単位くらいでとは思いますが、今のところ国の枠組みの中ではそのような形がとれないということでしたので、思いとは違いますことを御承知おきいただければと思います。</p> <p>他に、ございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(意見、質問なし)</p>
教育長	<p>それでは、「議案第4号 東近江市学校運営協議会規則の制定について」御承認いただけますでしょうか。</p>

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、「議案第4号 東近江市学校運営協議会規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。

次に、「議案第5号 東近江市教育情報セキュリティ委員会要綱の制定について」担当課から説明をお願いします。

(学校教育課から説明)

学校教育課

議案第5号東近江市教育情報セキュリティ委員会要綱の制定について、説明します。

校務支援係長

概要としましては、文部科学省から平成29年10月18日に教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが策定されました。本市では情報推進課が作成した東近江市情報セキュリティ対策基準を教育ネットワークにも準用して管理をしてきましたが、教育現場にそぐわないのではないかという意見が出ているところです

そうしたことから文部科学省ガイドラインと市基準と、現在の学校現場の状況を勘案して策定の計画をしています。

情報推進課が作成をしています東近江市情報セキュリティ基本方針を基に、次回教育委員会定例会で東近江市教育情報セキュリティ対策基準の策定を目指しています。その策定の前に学校現場の意見を聞くための場として、今回の議案であります東近江市教育情報セキュリティ委員会要綱の御審議をお願いしたいと思っています。

基準の策定のポイントとしまして、役職の責任の明確化、東近江市の学校現場に合わせたルールの策定、ICT研修の実施、インシデントへの対応、違反時の対応、懲戒処分の規定の明確化をする必要があげられます。

確定の1番のポイントは、情報資産の分類をはっきりすることです。要綱上ではこのように抽象的な書き方になりますが、文部科学省の仕様を見ていただくと分かる通り、具体的にこういった文章がどのレベルの管理項目であるということが記載されています。

職員室で主に利用する校務系セグメントでは、2B以上のデータの取り扱い、普通教室などで、使用する学習系セグメントでは2A以下のデータを取り扱うということになっています。このように取り扱うことで情報漏洩してはいけないデータを守りながら授業などに安心してICTを活用することができます。

今回提案をさせていただきました東近江市教育情報セキュリティ委員会要綱については、そのようなルールについて、学校現場とも一緒に考えていく場というものをつくりたいという想いで考えています。要綱の主な所掌事務としましては、(1)セキュリティポリシーの策定及び運営、(2)セキュリティポリシーの評価及び見直し、(3)セキュリティインシデントへの対応、(4)セキュリティの重要事項に関すること。(5)教育ネットワークの構成機器を決定、(6)教育ネットワークの整備計画の評価及び見直し、(7)教職員のICT研修と考えています。

座長は教育長で、教育委員会の管理職と校長会及び教頭会の代表4人をメンバーとして考えているところです。概要の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

教育長

説明は終わりました。お聞きしますが、セキュリティポリシーとかインシデントというのはどのような意味でしょうか。

学校教育課 校務支援係長	ポリシーは方針や規則という意味、インシデントは事故などのトラブルが発生する恐れのある事態を表します。
教育長	御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。
綾教育長職務 代理者	この議案の提案理由に、東近江市教育情報セキュリティ対策基準で定めている東近江市教育情報セキュリティ委員会を設置するために必要な事項を定めると書かれていますけれども、こちらがまだ定まっていないのですよね。
学校教育課 校務支援係長	当初、先に対策基準を定めることによりセキュリティ委員会を設置すると条文を作っておりましたが、セキュリティ委員会要綱の中には、現場のメンバーを入れて、その中で現場の意見を吸い上げて考えていくと書かれていますので、やはり最初作るときに呼ばずに、変更する時だけ現場を呼ぶというのは良くないのではないかという意見が教育委員会の中から出ましたので、今回、先にセキュリティ委員会要綱を上げさせていただきました。委員がおっしゃるように提案理由は差し替えができていないので申し訳なかったです。
綾教育長職務 代理者	差し替えをされますか。
学校教育課 校務支援係長	はい。差し替えさせていただきます。申し訳ございませんでした。
篠原委員	1つ疑問なのですが、この委員会メンバーの中にICTに詳しい方は入れなくてもよろしいのですか。
学校教育課 校務支援係長	委員が心配されていることについては、今回、第5条において部会を置くことができることにしております。おっしゃるとおりICTに詳しい教職員や教育委員会のメンバーを入れられるように部会を置くことにしました。その中で協議して決定していくことにしています。
篠原委員	詳しい方がいらっしゃるといいますので心配はしておりませんが、セキュリティというだけに問題が起こっては困りますので、しっかりしていただければと思います。
青地委員	議案第6号については、この資料をもって、次回定例会で決定していくのでしょうか。
教育長	いえ、次回改めて提案をすることになります。委員会のメンバーでの審議を経て、次回改めて上げさせていただきます。
青地委員	ではこの資料の後にある附則の3月1日付をもってというのは無効ということですね。

教育長	<p>ボリュームが大きかったものですから、事前に御覧いただきたいと思いき、お配りさせていただきました。文言が多少変わるかもしれませんが。</p> <p>他に御意見等ございますでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、「議案第5号東近江市教育情報セキュリティ委員会要綱の制定について」について、提案理由を修正することになりますが、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、議案第5号については原案のとおり承認といたします。</p> <p>次に「3 報告事項」に移ります。「東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、担当課から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(教育総務課から報告)</p> <p>【報告事項】東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、令和3年3月市議会定例会議案とあります資料を御覧ください。3月市議会定例会議案25号として東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを提出しております。</p> <p>提案理由としましては、東近江市教育委員会委員<sup>あややすのり</sup>綾康典氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに教育委員を任命したく本議案を提出したものです。</p> <p>教育委員候補者として、山本一博<sup>やまもとかずひろ</sup>氏を上げさせていただいております。任期は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間となります。教育委員は、市長が議会の同意を得て任命するもので、3月1日開会の3月市議会定例会の開会時に同意を得ていただくこととなっております。</p>
教育長	<p>山本一博さんは元東近江市職員で、文化財課長等を歴任された方です。御存知の方もいらっしゃるかと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、福祉教育こども常任委員会協議会報告について教育部から説明をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(教育総務課から説明)</p> <p>それでは東近江市立学校通学区域について説明をします。福祉教育こども常任委員会協議会報告令和3年2月9日教育部の資料を御覧ください。資料は2ページと3ページとなり、3ページは地図になっています。</p> <p>はじめに経過と現状について説明をします。布引小学校は、昭和54年に市辺地区の蛇溝町と布施町、この地図で示します黄色部分です。中野地区の今堀町、青色の部分、玉緒地区の芝原町、柴原南町、ピンク色の部分この3つの地区で、校区が構成され新設された小学校です。</p> <p>進学先の中学校について、市辺地区は船岡中学校、中野地区は聖徳中学校、玉緒地区は玉園中学校と3つに分散されるという県内でも特異な形態となっております。</p>

教育総務課長

本来ですと、中学校に行く時は、いくつかの学校が合わさって1つの中学校に行くような形になっておりますが、この校区については、中学校に行く時に1つの小学校から3つの、中学校に分散するという形になっております。

その背景には昭和50年当時、長谷野、現在の蛇溝町の開発による市辺東部地域の児童数の増、旧飛行場、現在の沖縄の開発による玉緒小学校及び八日市南小学校の児童数の増に伴う通学区域の整備により、布引小学校が新設されたという経過があります。

また、布引小学校の新設にあたって、児童は進学する中学校については、その当時、社会教育活動のまとまりや住民感情等を考えて、それぞれの地区の中学校へ進学することが最も自然な姿であり、妥当であろうと考えられたようでそれが現在に至っております

開校当時の布引小学校の児童数は300人、現在の児童数は260人で、大幅な児童数の減はありませんが、その間、市辺地区では布引台の分譲、中野地区で未来が丘の分譲により開校当時と比べると校区内の児童の分布は大きく変化をしています。中でも芝原町と紫原南町については、現在の児童数は1年生から6年生までで、芝原町が7人、柴原南町は5人と各学年の人数が0人から2人で推移をしており、特に少なく、今後も増える見込みはありません。この少人数で玉園中学校へ進学することになりますことから、保護者におかれては、中1ギャップに遭遇するリスクが高くなることを大変心配されています。

また、受け入れ側の中学校においても学級編成において、これまでから一定の配慮を行ってきています。

このような実態を考慮しまして、教育委員会として少人数で中学校に進学することの課題解消を図るためには、教育的配慮が特に必要であるとして、芝原町及び柴原南町の児童の進学先の中学校については、指定校は玉園中学校とし、校区内にある聖徳中学校又は船岡中学校への進学を選択できるものとする選択制を導入することといたしました。

選択制の導入に当たって、東近江市立学校通学区域規則は現行のままとし、同規則の第3条に基づいて、聖徳中学校又は船岡中学校への進学を希望する場合は、学区外承認願を提出し、教育委員会の許可を得ることとします。

さらに、必要な事項を新たに内規として定め、両自治会及び関係小中学校へ周知したところです。

なお、適用については令和3年度は中学校に進学する児童がいないため、令和4年度中学校入学者とします。また、芝原町、柴原南町自治会からは、選択制の導入を求める市政要望が示されており、自治会の保護者が中心となって両自治会内で十分に協議を重ねられていることから自治会内の理解は得られています。

また、受入れ先の3中学校においても、どの中学校を選択されても生徒数や学校規模に与える影響は少ないことから、承諾を得ていることを併せて報告させていただきます。

教育長

はい、ただ今の説明でお分かりいただけましたでしょうか。この件について御意見、御質問はございませんか。

綾教育長職務  
代理者

芝原町及び柴原南町から市政要望が提出されているということですが、例えば、船岡中学校の方からはそういう要望はなかったのでしょうか。

教育総務課長

それはございません。

綾教育長職務 代理者	例えば、そういう要望があつて、それをもちろん十分協議をされたことだと思うのですが、数年後にやっぱりそういう選択性ということがおかしいという話が出てこないとも限りませんよね。簡単に言いますと越境という形に現状になるわけですので、この2つの町に関しては全て聖徳中学校に通学するという少しおおざっぱかもしれませんが、そういう考え方というのはできなかったのでしょうか。
教育総務課長	今現在は1番最初のこの資料の現状のところを見ていただきたいんですけど、令和4年の進学予定者として、芝原町、柴原南町から玉園中学校へ行く生徒が5%、2人となっています。蛇溝町、布施町、布引台一丁目、二丁目から船岡中学校へ行く生徒が34%、17人となっています。今堀町から聖徳中学校へ行く生徒は61%22人となっております、聖徳中学校に行く生徒が今は多いですけども、今、生まれた子どもから就学前の子どもの分布を見たところ、この聖徳中学校と船岡中学校へ行く子どもの数が逆転する時期が来ることがあります。聖徳中学校の子が多いばかりではない時期が来ますので、そういうことも踏まえて、選択制という形にしました。たくさん友達が行かれる中学校に行けるよう選択制というように形にさせていただきました。
教育長	もう少し端的に申し上げますと、元々今、課題になっているのは芝原町、柴原南町だけなんですけど、そこは極端に子どもの数が少なくなったということで、子どもをお持ちの保護者御家庭の方についてはやはりある程度人数が進学する学校を選びたいという要望が強いです。しかしながら、その地域の方については、やはり玉緒地区は玉園中学校という思いを持った方もおられます。ですから、自治会単位で話をまとめていただこうとすると、今すぐ玉園中学校という部分を切ってしまうと聖徳中学という形の議論がまとまりきらない言い分がございますので、選択制というのを取らせていただいているというのが、綾委員の御質問には一番端的な答えと思っております。
綾教育長職務 代理者	この資料を見せていただいた時には、一步前進かなと思ったのは事実です。前から申しますようにコミュニティスクール等に関しましても中1ギャップを考えると、それぞれの小学校は全員1つの中学校に行くことが、そのようなリスクは少ないことはデータでも出ています。これを機に一機にというのは申しませんが、その当たり、例えば、こういう自治体の方からそういう要望が出ているのであれば、まして、少人数なのであれば、選択制よりこの地域に関しては、聖徳中学校に1機に進めなかったのかという疑問が出てきましたので、意見を申し上げました。
教育長	自治会からの要望も選択性というような要望がでてきました。聖徳中学校に変えてくださって言う要望ではなかったということです。それにはまとまりきらないという地域の実情があるのでと思います。
篠原委員	ここはちょっと珍しい、特異な形となっていますが、市内ではこのような学校はありますか。
教育総務課長	ありません。今回このように協議させていただいたのも、他にもこのような地域があ

教育総務課長

れば、そこも一緒に考えなければなりません、今回のような特異なケースはここだけですので、今回はこのように決めさせていただきました

教育長

続きまして、教育施設課、お願いします。

(教育施設課から報告)

教育施設課長

学校施設等長寿命化計画案につきまして、説明します。御手元の資料教育子ども委員会協議会報告の4ページ5ページを御覧ください。御手元には概要版のほか、本冊子お配りしていますが、概要版にて説明します。

まず初めに東近江市公共施設総合管理計画が平成29年3月に策定され、その下部計画であります学校長寿命化個別施設計画案を作成しました。計画作成につきましては、文部科学省の長寿命化計画に係る解説書に基づき、今後40年間を見通しつつ、上位計画である総合管理計画方針に合わせて整備計画を作成しています。

また、長寿命化個別施設計画を策定することによって、今後の施設改修における学校施設環境改善交付金事業採択の必須条件となっております

次に、計画構成につきましては、目標設定から施設の実態整理及び調査を行い、計画の方針設定、最後に学校施設等の整備計画の策定となります。

概要版表面には、計画の背景、目的から始まり、中長期的な視点から財政負担の軽減、平準化を図ることを目的としています。

次に、施設の実態調査として、1級建築士による構造躯体の健全性及び構造躯体以外の劣化状況を調査しております。その中で適正に管理しないと劣化が進行する可能性がある箇所も散見されています。その調査結果をもとに施設整備の方針を設定しました。

5ページを御覧ください。まず、基本的な方針としましては、安全で安心して学校生活を送ることができるよう施設を維持確保することとし、改修周期としましては文部科学省のガイドラインに基づいて、築20年で大規模改造、築40年で長寿命化改修、築60年で2回目の大規模改造、築80年で改築と周期を設定しました。

また、20年60年の大規模改造は、施設を長持ちさせるための工事であり、屋根屋上外壁の改修と考えております。40年での長寿命化改修は、今まで市が行ってききました大規模改修規模の工事と考えています。この周期設定は、市全体の公共スペースも同様で、企画課とも調整しております。

最後に長寿命化の実施計画としまして、実態調査及び基本方針を踏まえまして、現在、最終調整を行っておりますが、あくまでも計画予定であり、5年ごとに見直しを行いながら、改修等の対策を進めていく考えです。

また、2月24日の全員協議会において、市全体の個別施設計画について、企画課より説明をさせていただき、3月末には策定の予定をしております。

最後に本編冊子をお配りしておりますので、お時間がありましたら目を通していただきますようよろしくお願いいたします。

引き続き、御手元の資料6ページを御覧ください。議会議決工事等進捗状況報告書令和3年1月末現在を御覧ください。市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う1月末の進捗率は、建設工事が50.73%、電気設備工事が68.41%、機械設備工事が60.27%です。

1月の建築工事につきましては、管理棟の特別教室と天井壁下地施工を行い、電気設備工

教育施設課長	事につきましては配線配管の仕込みを行いました。今後の予定といたしましては、天井壁のボード貼り、内装工事を実施し、電気機械設備につきましては、配線の仕込み、空調の吊り込みに取り掛かります。以上、報告とさせていただきます
教育長	説明は終わりました。ただいまの報告について御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続きまして、こども未来部幼児課から説明をお願いします。
幼児課長	<p>(幼児課から説明)</p> <p>御手元の資料8ページを御覧ください。東近江市病児保育室条例について、御説明します。愛東病後児保育室の現在の運営状況ですが、病後児対応型となっており、病気中の児童は預からない事業類型で、令和元年度の利用者の延べ人数は23人となっています。</p> <p>こども子育て支援事業計画によって、愛東と八日市の病児保育室の充実を図るため、令和年8月に幼児施設に通う保護者対象としたアンケートを実施しましたところ、病気の回復期だけが利用できる病後児対応型だけでなく、病気中でも預けられる病児対応型を望む声や、対象年齢の引き上げ、利用時間の延長してほしいとの御意見がありました。</p> <p>そこで、愛東病児保育室の事業類型を病児対応型に変更すべく、愛東診療所の横田医師と協議を行いましたところ、了承をえられましたので、それを変更するため東近江市病児保育室条例の一部改正することとなります。この条例の一部改正に合わせて、下の備考ですが、対象年齢を生後11箇月から小学校就学の始期に達するまでとなっているところを小学校第2学年に年齢を引き上げるとともに利用時間を8時30分から午後5時までを午後6時までに変更したいと考えております。施行期日は令和3年4月1日です。</p>
教育長	この件について御意見、御質問はございませんか。1つ聞きたいのですが、どういった改修が必要ですか。
幼児課長	設備的な改修は全然する必要がなく、今の設備でいけます。年齢とか時間とかを変更します。
教育長	病児であるとかということは医師が判断するのですね。
幼児課長	病後児といいますのは、病気になって回復期ですが、病気になってからそこまで時間が病児ということになります。最終横田医師に受け入れできるかできないかの判断していただきます。そこで、OKということになれば病児保育室を使っていただくよう案内をします。
沖田委員	今のお話ですと、病気である子を受け入れる特殊な環境はいらぬということですね。普通の保育室でいいということでしょうか
幼児課長	愛東の病児保育室については2部屋ございまして、全くの隔離ができる状態になっており

幼児課長	ます。例えば、病気やインフルエンザとかでこられても、別々の部屋で保育が可能となります。
沖田委員	現状のままで十分な保育ができるということですね。
幼児課長	はい。現状の状態でいけます。
教育長	では、「4 その他」に移ります。各課から報告をお願いします。
各課からの報告	○教育総務課・・・・・・・・・・令和3年度当初予算（案）の概要
教育長	教育委員会の新年度の目玉事業について、説明をさせていただきました。御質問等ございましたらお願いします。
綾教育長職務代理者	予算でいいますと学校問題対策室11番のところで、1億1千万円の予算をつけていただいておりますが、先日、文科省のネットワーク協議会の分科会がありました。その中のいじめ対策に関して、ある教育長がおっしゃったのですが、いじめの数といいますのが、先ほど話がでておりました中1ギャップ、義務教育学校若しくは小中一貫校だとかなりの確率で数で減少しているということを話されておりました。それも含めて、去年、川原先生から説明がありました。小学校での不登校が0・9ポイント、中学校で3ポイント強、本市でもあるということですので、その当たりも検討課題として、データ的に調べいただければいかかかなと思います。これからいじめの表の数としては減っているという情報もありましたが、不登校の数はコロナも含めて増えているという情報もありますので、予算以外にも検討していただけたらと思います。
管理監（学校教育担当）	不登校問題については、本市においても大きな課題である捉えております。中高一貫というのにはできませんので、小中の連携を強化し、今も幼小中連携をしていますので、中学校区での会議をしっかりとやっていくことにまずは、取り組んでいきたいと考えています。
綾教育長職務代理者	小中一貫という形なり、コミュニティスクールで先ほど1つの学校でのコミュニティスクールや教育長がおっしゃった中学校区単位でのそれぞれのコミュニースクールが連携することによって中1ギャップをなくすことの取組も可能かと思えますし、まだ進んでいないのでなんとも言えませんが、今後の検討課題として、減る可能性としてはあるのではないかとというのが先日のオンライン協議会での話でした。
篠原委員	1つは質問で、インクルーシブサポーターというのはどのような仕事をされるのかお聞きしたいのと、あと、学力向上対策のところ、算数が新規で4人というのは、この間お聞きした個に応じた学習指導員の配置かと思いましたが、中学校の教科指導支援員が増員されて

篠原委員	いるのは何か特別なことがあるのかお聞きしたいです。
管理監（学校教育担当）	インクルーシブサポーターというのは、就学相談によって養護学校答申がでている子どもたちがいます。保護者の選択で地元の学校を選択される子が2人以上いるところに、補助として、担任だけではなくその方を雇用し、より丁寧な対応していくというものです。
教育総務課長	中学校教科指導支援員が4人増員になりますのは、小規模の中学校教員の数が減らされますので、そのために支援員を増員させていただくものです。
篠原委員	今年度に限り減らされるのでしょうか。
管理監（学校教育担当）	教員の数は学級数にもよりますが、たくさんの教員が減らされる学校がいくつかあります。その限られた人数でやっていかないといけないのですが、より手厚く子どもたちに教育をするという意味で、市で応援をしていただき、教員を配置して授業をしていただくというものです。
篠原委員	ありがたいことです。
教育長	小規模の学校にそのようなことが多くなってきます。2クラスや1クラスの中学校規模が増えておりますので、支援をしていくこととなります。 他にはよろしいでしょうか。
各課報告	○教育研究所・・・・・・・・・・教育研究所だより ○生涯学習課・・・・・・・・・・報告事項 ○図書館・・・・・・・・・・報告事項
教育長	各課からの報告について、御意見や御質問はございませんでしょうか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	では、次第に沿った全ての案件は終わりました。 次回、第1回臨時会につきましては、次第にありますように3月16日（火）午前10時から市役所東庁舎A会議室で開催を予定しておりますが、青地委員と沖田委員については、欠席との報告をいただいております。しかしながら、内容が教職員人事の関係のため、日程を変更することができませんので、委員の過半数が出席となりますのでそのまま開催させていただきますので、よろしくお願ひします。 そして、第3回定例会は、3月23日（火）午前10時から市役所東庁舎D会議室で、第2回臨時会を3月23日（火）定例会終了後、同じ東D会議室で開催いたします。 第3回臨時会は4月1日（木）赴任式終了後、「てんびんの里文化学習センター」にて開催しますので、よろしくお願ひします。 また、令和3年第4回定例会につきましては、4月23日（金）・26日（月）・30日

教育長

(金)のいずれかをお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。

各委員

(日程調整)

教育長

第4回定例会につきましては、4月26日(月)午前ということをお願いします。

では、以上をもちまして、令和3年第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。

会議終了

午後4時

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---

教 育 長

---